

笠松町

家庭ごみ
ハンドブック

家庭から出るごみは、紙くずや台所ごみ・不要になった家電製品など
様々なものがあります。その出し方（町のルール）をご案内いたします。

保存版



ごみ出しの基本ルール

- ・ 収集日を守る。
- ・ ごみや資源は**午前 7 時から 8 時まで**に各町内会で決められた集積所に出す。
（集積所は、各町内会で管理されています。
隣の町内会の集積所が近くても、お住いの町内会集積所を利用してください。）
- ・ 指定ごみ袋には、町内会で決められた「番地や名前など」を記入する。

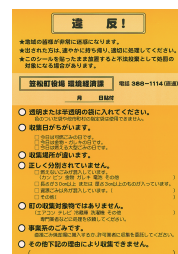
目次

	ページ
ごみの分別	1
可燃ごみ	2
粗大ごみ	3・4
不燃ごみ	5
資源ごみ	6
①カン（3種類）	6
②ビン（3種類）	6
③ペットボトル	6
④プラスチック製容器包装（2種類）	7
⑤蛍光管	7
⑥乾電池（3種類）	7
⑦古紙類（6種類）	8
⑧緑ごみ	9
⑨パソコン	10
⑩小型家電	10
⑪インクカートリッジ	10
資源ごみ回収所	11
家電リサイクル法対象家電	12
紙おむつ使用世帯への指定ごみ袋支給制度	13
ボランティアの清掃活動ごみ	13
野焼きは原則として「禁止行為」です	14

● 問合せ先 環境経済課
電話：058-388-1114

ルールの守られていないごみ（袋）は「イエローカード」を貼り、収集しません。

出された方が
責任をもって
持ち帰り、適切に
処理して
ください。



可燃ごみ

- ・ 長さが30cm以内、厚さ3cm以内の燃えるごみ
- ・ 台所ごみ、再生が出来ない紙くず、プラスチック製品類、花、根付きの草、汚れが落ちないペットボトルなど

不燃ごみ

町指定ごみ袋に入るごみ

- ・ 金属製品（フライパン、鍋）
- ・ 小型の家電製品
- ・ ガラス製品（コップ、花瓶、汚れが落ちないビン）
- ・ 陶器類（茶碗、皿、植木鉢）

粗大ごみ

町指定ごみ袋に入らないごみ

- ・ 机、タンス、椅子、布団、自転車など

混ぜればごみ、 分ければ資源!

家庭から出るごみの中には、リサイクルできるものがあり、資源ごみの分別をお願いしています。

資源ごみの分け方「11品目23分別」



町で収集できないごみ

① 重いごみや大量ごみ

町で対応できる点数及び重さ

- ・ 1点あたり20kgまで（一人で動かせる重さ）
- ・ 合計10点、100kgまで（小物は、10袋程度）

処分方法 → 町の許可業者に処理を依頼（有料）してください。

② 処理困難物

建築廃材（畳、レンガ、コンクリート製品、土、石、石膏ボードなど）

危険物（バッテリー、消火器、灯油・廃油（オイル）、プロパンガスボンベ、農薬や毒物）

処理困難物（液体、中身の残っているペンキやスプレー缶、タイヤ、農業用機械、耐火金庫、原動機付自転車）

処分方法 → 専門業者や町の許可業者に処理を依頼（有料）してください。

③ 家電リサイクル法対象家電

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

処分方法 → 12ページをご覧ください。

④ 事業活動に伴って出るごみ

事業活動（商売など）に伴って出るごみは、法律により事業者の責任において適正に処理することが義務付けられているため、ごみ集積所に出すことはできません。事業系一般廃棄物の処理は、町の許可業者に処理を依頼（有料）してください。なお、産業廃棄物以外の燃えるごみについては長さが30cm以下、厚さ3cm以下に切断・裁断等し、事前に町にて「焼却許可書」発行の手続きを行い、ご自身でごみ積替施設へ運搬することができます。なお、処理には手数料がかかります。（問合せ先：環境経済課）

産業廃棄物については、専門業者に処理を依頼してください。専門業者の紹介については、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会（☎058-272-9293）までお問い合わせください。

可燃ごみ

収集日に町内会で決められた集積所へ、
午前7時から8時の間に出しましょう。



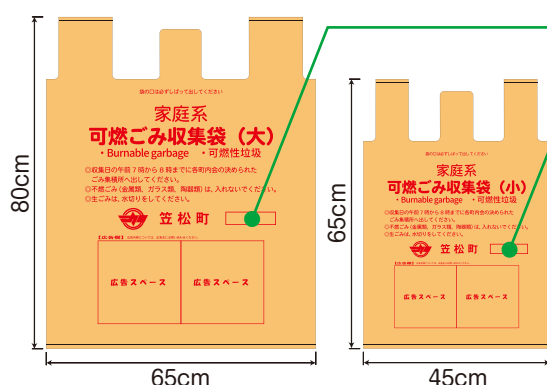
収集日

笠松地域 毎週 月・木
松枝地域 毎週 火・金
下羽栗地域

祝日、振替休日、年末も収集します。
年始(1月1日～3日)は、収集を休ませていただきます。

出し方

町指定ごみ袋(黄色)に入れ、口をしぼって可燃ごみ集積所に出してください。



笠松町 ← 名前や番地など
出すごみに責任を持っていただくため
「空欄」には、各町内会で決められた
「名前や番地など」を記入してください。

指定ごみ袋の規格等	手数料の額
黄色 45L相当(大)	500円(10枚入り)
黄色 20L相当(小)	600円(20枚入り)

指定ごみ袋の取扱店は、資源とごみのカレンダーや町ホームページをご覧ください。

<可燃ごみの例>

規定の大きさ「**長さが30cm以内、厚さ3cm以内**」の燃えるごみ

燃える素材(木製品やプラスチック製品)で「大きなもの」は、
規定の大きさ以内に加工(切断等)されていれば「可燃ごみ」として出せます。

●台所ごみ(食品クズ・残飯等)

- ・水切りを十分にしてお減量にご協力ください。
- ・生ごみは堆肥化するなどして活用しましょう。
- ・食用油は固めるか、布などにしみこませて出してください。
またボランティア団体が実施する食用油回収(年4回実施)
もご利用ください。



●落葉・根付きの草



●紙おむつ

- ・便をトイレに捨てるなど、汚物を
取り除いてから袋に入れてください。



●プラスチック製品類

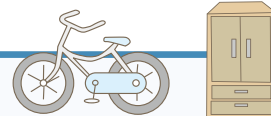
(洗面器・おもちゃ玩具・ポリ容器)

- ・掃除機や加湿器などの家電製品は「不燃ごみ」で出してください。
- ・おもちゃ玩具などの附属品の金属、ガラスは出来る限り取り外してください。また、乾電池が内蔵されている場合は必ず取り外してください。

お願い

- 「不燃ごみ(金属製品、ガラス製品、陶器類など)」「資源ごみ(缶、ビンなど)」「有害物(乾電池、蛍光管)」は絶対に混入させないでください。
- 花火(家庭用)、マッチは水に浸し火薬をしめらせた状態で出してください。
- 引っ越し、大掃除など、一時的に大量のごみが出る場合は、一回に出す量を2～3袋程度として日を改めて分けて出してください。その間ごみを保管出来ない場合は、町の許可を受け、ご自身で(株)高島衛生ごみ積替施設へ運搬するか、町の許可業者に収集を依頼(有料)してください。

粗大ごみ (完全予約制)



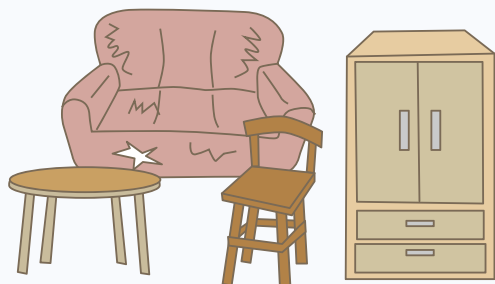
**自己搬入と
戸別収集の
方法があります。**

処分方法	手数料の額
①自己搬入 自ら自己搬入施設に持ち込む	10kgごとに 200円
②戸別収集 町が委託した業者が各家庭から収集する	10kgごとに 400円

〈出してよいごみの具体例〉

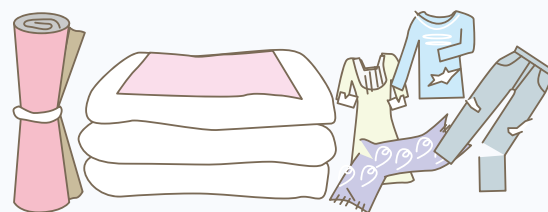
●木製品類

(タンス・テーブル・机・イス・本棚)



●布製品類

(布団・毛布・座布団・じゅうたん・カーペット・カーテン・30cm以上の大きさのぬいぐるみ・汚れや破損等によりリサイクル出来ない衣服)



予約 方法

予定日の1週間前までに、**粗大ごみ受付センター**へ申し込みます。

・住所、氏名、電話番号、希望日時、粗大ごみの品目、量などを伺います。

(令和3年10月1日より受付開始)

「ウェブ予約」または「電話予約」 受付後、3営業日以内に受付センターより、自己搬入や戸別収集日を連絡します。

ウェブ予約	専用フォームより予約申込ができます。町ホームページ(粗大ごみ受付センター) ▶ 
電話予約	電話番号 058-388-8030 受付時間 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00~14:00

予約は申込日の翌月末日まで可能です。

町で収集できないごみは、自己搬入や戸別収集も対応できません。

専門業者や許可業者へ処理を依頼(有料)してください。

①重いごみや大量ごみ

町で対応できる点数及び重さ

- ・1点あたり20kgまで(一人で動かせる重さ)
- ・合計10点、100kgまで(小物は、10袋程度)

②処理困難物

建築廃材(畳、レンガ、コンクリート製品、土、石、石膏ボードなど)

危険物(バッテリー、消火器、灯油・廃油(オイル)、プロパンガスボンベ、農薬や毒物)

処理困難物(液体、タイヤ、農業用機械、耐火金庫、原動機付自転車、中身の残っているペンキやスプレー缶)

③家電リサイクル法対象家電

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

④事業活動に伴って出るごみ



①自己搬入の場合

計量により、手数料(10kgごとに200円)を現金でいただきます。
搬入時は居住地などの確認のため、免許証などをお持ちください。

搬入
できる
日にち

第3日曜日から6日間

日には「資源とごみのカレンダー」をご覧ください。

搬入時間は、8枠あります。

- | | |
|--------------|--------------|
| ①10:00～10:20 | ⑤13:00～13:20 |
| ②10:30～10:50 | ⑥13:30～13:50 |
| ③11:00～11:20 | ⑦14:00～14:20 |
| ④11:30～11:50 | ⑧14:30～14:50 |



自己搬入施設

緑町78番地(旧緑町墓地駐車場)

自己搬入
施設への搬入
(予約日)

積載量が2tを越える車、ロングボディ、
コンテナ型車及びけん引車は搬入できません。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 予約日時に粗大ごみを搬入してください。 | (4) ごみを下した状態の車を計量します。 |
| (2) 身分証とごみ発生場所を確認します。 | (5) 手数料を現金でいただきます。 |
| (3) 積み込んだ状態の車を計量します。 | |



②戸別収集の場合

計量により、手数料(10kgごとに400円)を現金でいただきますので
収集日時には必ずご在宅ください。

戸別
収集日

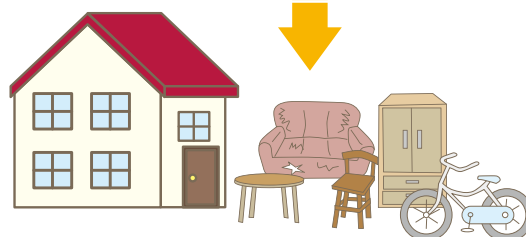
月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
10:00～15:00

戸別収集
予約日

- (1) 粗大ごみは道路に接する場所まで出してください。
屋内からの収集や屋外への搬出作業はできません。
- (2) 町の委託業者がご自宅へ伺います。
- (3) 作業員が粗大ごみを収集車に積み込み計量します。
- (4) 手数料を現金でいただきます。

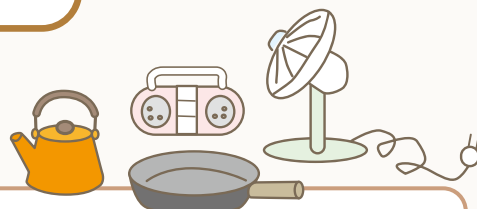


町の委託業者



不燃ごみ

収集日に町内会で決められた集積所へ、
午前7時から8時の間に出しましょう。



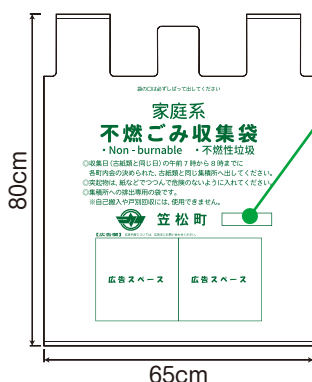
収集日

月1回（古紙類と同じ日）

収集日は「資源とごみのカレンダー」をご覧ください。

出し方

町指定ごみ袋（透明）に入れ、口をしぼって集積所（古紙類と同じ場所）に出してください。



笠松町

← 名前や番地など

出すごみに責任を持っていただくため
「空欄」には、各町内会で決められた
「名前や番地など」を記入してください。

指定ごみ袋の規格等

手数料の額

透明 45L相当

1,000円(5枚入り)

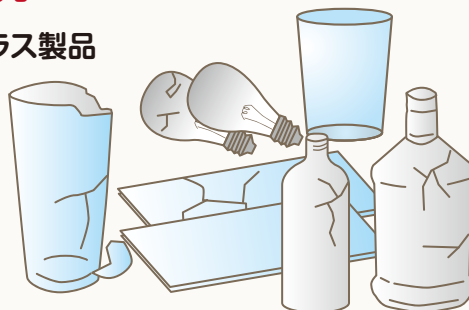
指定ごみ袋の取扱店は、資源とごみのカレンダーや町ホームページをご覧ください。

<不燃ごみの例>

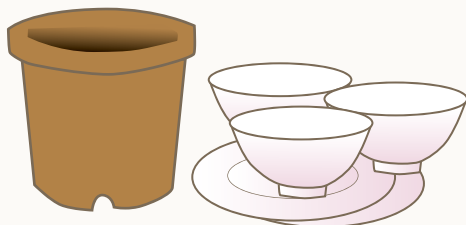
●金属製品



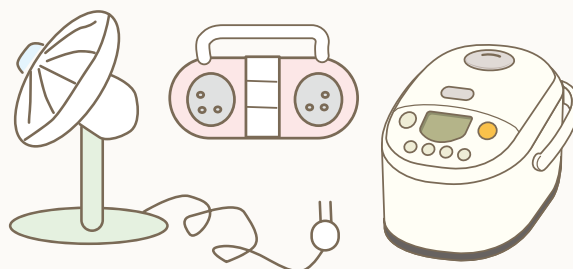
●ガラス製品



●陶器類



●小型家電製品

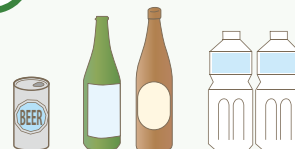


お願い

- 包丁などの刃物類や割れた皿、コップ、ビン、板ガラスなど危険なものは新聞紙などで刃の部分などを包んでください。町指定ごみ袋（透明）に「きけん」「刃物注意」「ワレモノ注意」などと明記して出してください。
- ライターは中身を使い切ってから出してください。
- 家電リサイクル法対象家電品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は収集しません。

カン、ビン、ペットボトル

収集日に町内会で決められた集積所へ、
午前7時から8時の間に出しましょう。



収集日

月1回

収集日は「資源とごみのカレンダー」をご覧ください。

出し方

町内会が用意した、カゴや袋に入れてください。

※汚れが落ちないものは「ごみ」として処分してください。

●カン (3分別)

アルミ缶		- リサイクルマークが目印です。 - 必ず中身を出して、軽くすすいで出してください。 - 金属製キャップ (ふた) は「不燃ごみ」です。	
スチール缶			
スプレー缶・ カセットボンベ	 	- 中身を完全に使い切り、キャップやボタンを外して出してください。(簡単に外せない場合は、そのまま出してください。) - 穴開けは不要です。	

※汚れが落ちないものは「不燃ごみ」で出してください。

●ビン (3分別)

無色透明	- 飲料水、食品、酒類、ドリンク、化粧品などが入っていたガラスのビン - 必ず中身を出して、軽くすすいで出してください。 - キャップや中栓は、外して出してください。 (簡単に外せない場合は、そのまま出してください。)	
茶色		
その他の色	※ガラス製品 (コップ、皿、花瓶、哺乳瓶など) は、不燃ごみです。	

※汚れが落ちないものや割れたものは「不燃ごみ」で出してください。

●ペットボトル

	- リサイクルマークが目印です。 - 食料品 (しょう油類、調味料類)、乳飲料、清涼飲料、酒類のペットボトル - 必ず中身を出して、軽くすすいで出してください。 - キャップ、ラベルを外して出してください。 ※キャップ、ラベル→「プラスチック製容器包装」	
--	---	--

※汚れが落ちないものは「可燃ごみ」で出してください。

プラスチック製容器包装

収集日に町内会で決められた集積所へ、
午前7時から8時の間に出しましょう。



収集日

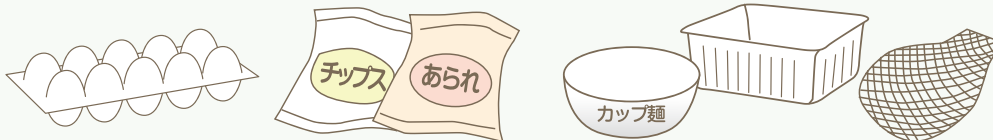
月2回（カン等及び古紙類と同じ日）
収集日は「資源とごみのカレンダー」をご覧ください。

出し方

「商品を入れてあったプラスチック製の容器、
包んであったプラスチック製の包装材」と
「発泡スチロール」に分けて出してください。
※汚れが落ちないもの→「可燃ごみ」



リサイクルマークが目印です。



よくある ルール 違反

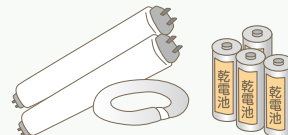
- プラスチック製品（おもちゃ、ハンガーなど）
- 汚れが落ちないもの



→ **可燃ごみ**

蛍光管・乾電池

収集日に町内会で決められた集積所へ、
午前7時から8時の間に出しましょう。



収集日

月1回（カン等と同じ日）
収集日は「資源とごみのカレンダー」をご覧ください。

出し方

町内会が用意した、カゴに入れてください。

●蛍光管

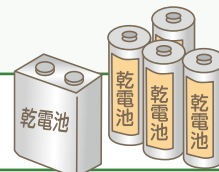
- 丸形、直管形、ボール形などの蛍光管
- LED電球、白熱電球→「不燃ごみ」

※蛍光管は内部に蛍光体に「水銀」等有害物資が使用されており、適切に回収し再資源化する必要があります。
※新品の蛍光管が入っていた箱がある場合は、破損防止のため、その箱に入れて出してください。

●乾電池

使い切りタイプ

アルカリ乾電池、マンガン乾電池



ボタン電池

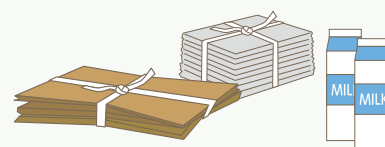
充電式電池

町内会の集積所には出せません。
資源ごみ回収所（P11）で回収します。



古紙類

収集日に町内会で決められた集積所へ、
午前7時から8時の間に出しましょう。



収集日

月1回

収集日は「資源とごみのカレンダー」をご覧ください。

出し方

各品目別に出してください。

※汚れが落ちないもの→「粗大ごみ」または「可燃ごみ」

●6分別

新聞 (チラシ)	・新聞とチラシを分ける必要はありません。 ・ひもで十文字にしばって出してください。 ※ポリ袋、紙袋に入れないでください。	
雑誌 (雑紙)	・本、週刊誌、辞書、教科書、ノート、雑紙 (カタログ、コピー用紙、封筒など) ・ひもで十文字にしばって出してください。 ※ビニールカバーは外してください。 ※雑誌に付いている付録 (DVD、おもちゃなど) →「可燃ごみ」	
ダンボール 	・カーボン紙の送り状は外してください。 ・箱は折りたたんで、ひもで十文字にしばって出してください。 ※紙製容器包装を混入させないでください。 ※油などの汚れが付着したもの→「粗大ごみ」または「可燃ごみ」	
牛乳パック 	・水洗いしてから切り開き、ひもでしばって出してください。 (輪ゴム留め可) ※内側が銀色でコーティングされたもの→「可燃ごみ」	
紙製容器包装 	・商品を入れてあった紙箱、包んであった包装紙 ・手さげ袋 (紙製) に入れるか、ひもで十文字にしばって出してください。 ※ダンボールを混入させないでください。 ※ラップやトイレトペーパーの芯→「可燃ごみ」	
古着 (古布)	・再使用できる衣類、タオル類、シーツ、ハンカチなど ・水に濡れたり、汚れたりしない様に袋に入れて出してください。 ※汚れたものや、カーテン、下着など→「粗大ごみ」または「可燃ごみ」	

緑ごみ

(可燃ごみ・粗大ごみで出すことも出来ますが、分別していただくことで再資源化されます。)

回収日 毎週 木、金、土曜日 9:00～12:00

年末年始は除く

●緑ごみとは

せん定した木の枝や葉、竹、刈草

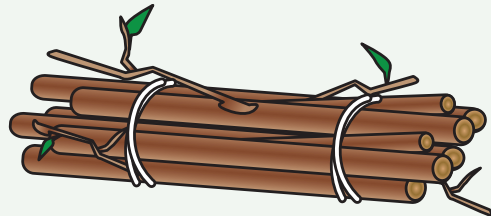
●回収できる緑ごみの大きさ

長さ1m以内、直径20cm以内

●回収できない緑ごみ

- 土や実、花のついたもの ●わら
(土がついた落ち葉・根付きの草)
- 毒性のもの ●トゲがあるもの(バラ・サボテン等)

回収できない緑ごみは、土をはらって「可燃ごみ(長さ30cm、直径3cm以内)」または「粗大ごみ」で処分してください。



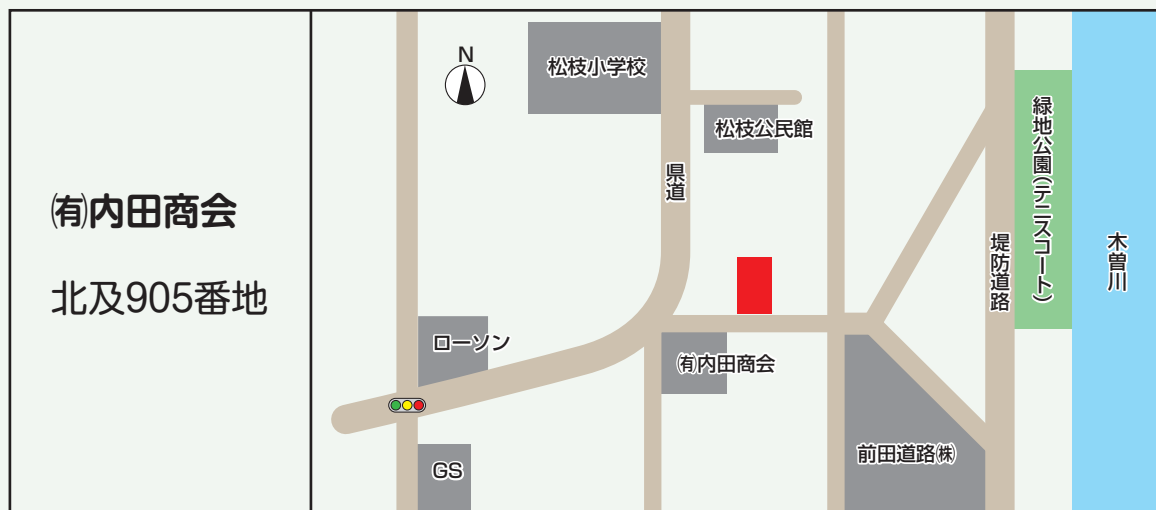
●出し方

- できる限り乾燥させてください。
 - 係員が案内しますので、ご自身で緑ごみを降ろしてください。
 - 回収時、梱包に使用したひも・袋・ダンボール箱などはお持ち帰りいただきます。
- ※フレコンバッグは繰り返し使え、回収が短時間で行えるため、おすすめです。



フレコンバッグ

●場所



※回収時間以外の持ち込みはできません。混雑状況により、お待ちいただくことがあります。

パソコン

家庭から廃棄されるパソコンは、資源の有効な利用の推進に関する法律（資源有効利用促進法）により、パソコンメーカーが回収しリサイクルすることが義務付けられています。

○問い合わせ先

PC3R

電話番号

03-5282-7685

一般社団法人 パソコン3R推進協会
<https://www.pc3r.jp>

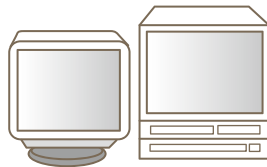
○対象となる製品



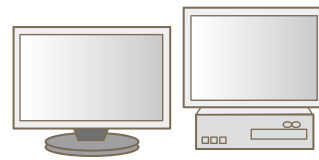
・デスクトップパソコン



・ノートパソコン



・CRTディスプレイモニター
／一体型



・液晶ディスプレイモニター
・液晶ディスプレイ一体型パソコン

※マウス、キーボード、ケーブルなど、メーカー出荷時にパソコンに同梱されていた標準添付品も、メーカーが同時に回収します。

お願い

- 廃棄するパソコンは、回収されると返却はできません。
- 個人情報の漏洩を防止するため、市販の「データ消去ソフトウェア」を使用するなどして、データを完全に消去しましょう。
- プリンターやスキャナーなど周辺機器についてはメーカー回収対象ではありませんので、分別して不燃ごみまたは粗大ごみで出してください。

環境経済課でもデスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイを回収しています。
（開庁時間のみ）

小型家電

レアメタル回収の取り組みとして小型家電を回収しています。

●回収する小型家電の種類（縦25センチ×横15センチの回収ボックス投入口に入る大きさ）

携帯電話・スマートフォン・携帯型ゲーム機・デジタルカメラ・ビデオカメラ・電子辞書など

●設置場所

役場1階ロビー

※回収ボックスに入らないもの→「不燃ごみ」

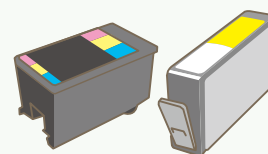


インクカートリッジ

インクカートリッジの再利用、可燃ごみの減量化のため、回収ボックスを設置しています。

●設置場所

資源ごみ回収所（P11）



インクカートリッジ 里帰リプロジェクト



資源ごみ回収所

資源再生と排出の利便性向上のため、次の施設で資源ごみを回収しています。

●回収品目

■カン

- ①アルミ缶
- ②スチール缶
- ③スプレー缶、カセットボンベ

■ビン

- ①無色透明
- ②茶色
- ③その他の色

■ペットボトル

■プラスチック製容器包装

- ①食品トレイや袋など
- ②発泡スチロール

■乾電池

- ①使い切りタイプ
(アルカリ・マンガン)
- ②充電式電池
- ③ボタン電池

■蛍光管

■インクカートリッジ

■中央公民館 (常盤町6番地)



■松枝公民館 (長池292番地)



■総合会館 (中野229番地)



●利用可能時間

9:00～17:00 (年末年始は除く)

※悪天候の時は閉鎖します。

●出し方

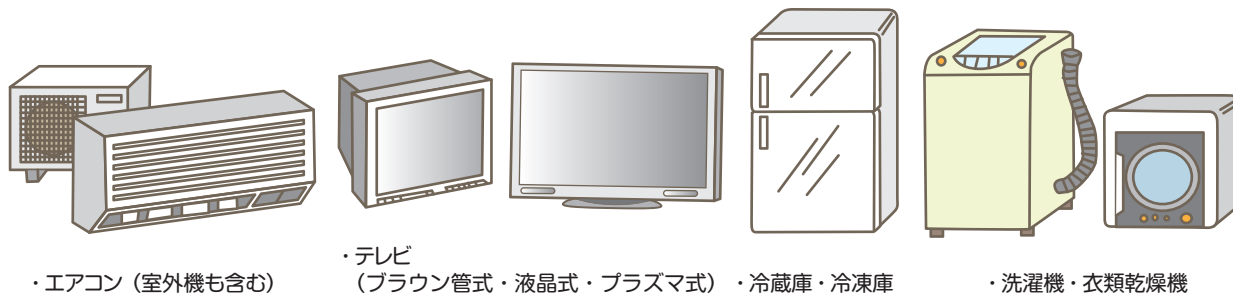
回収品目別に、カゴなどが設置してありますので、リサイクル可能な状態のものをご自身で投入してください。

汚れが落ちないものや事業系のものは、持ち込みできません。



特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、不要になった特定家電品は小売店等を通じてメーカーに引き渡され、リサイクルすることが義務付けられています。

○対象となる家電製品



●処理方法①

買い替えや購入した小売店に引き取りを依頼してください。

●処理方法②

郵便局でリサイクル料金を支払い、自分で「指定引取場所」に直接搬入してください。

- ・伊勢志摩陸運（株）岐阜営業所 岐南町伏屋3-224 電話番号058-214-2206
- ・西濃運輸（株）六条倉庫 岐阜市六条大溝1-10 電話番号058-272-0155

●処理方法③

町の許可業者へ収集運搬を依頼してください。（リサイクル料金の他に収集運搬費が必要です）

●リサイクル料金

メーカーや大きさにより異なりますので、家電リサイクル券センターで確認してください。

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

電話番号 （フリーダイヤル）0120-319-640

受付時間 午前9時～午後6時（日・祝休）

ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp>

いらなくなった家電製品は正しくリユース・リサイクル

家電リサイクル法対象家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、できるだけ長く使用し、使い終わったら適正にリサイクルしましょう。不適切な処分をすると、深刻な環境汚染を引き起こすおそれがあります。豊かな自然と人々の生活を守るため、次の3点を守ってください。

- ①家電4品目を捨てる時は、「不用品回収業者」に依頼しないでください。
- ②使い終わった家電4品目は、家電リサイクル券を購入して適切にリサイクル。（資源として再生可能）
- ③まだ新しく、十分使える家電製品は、信用できるリユースショップに買い取ってもらいましょう。（中古で再使用）

紙おむつ使用世帯への指定ごみ袋支給制度

常時紙おむつ等を使用している乳幼児・高齢者・障がい者世帯を対象に、指定ごみ袋を**支給**します。

対象者	支給限度枚数
① 2歳未満のお子様を養育している方	120枚 (2年分)
② 笠松町おむつ購入費助成事業実施要綱に基づく助成を受けている方	60枚 (1年分)
③ 笠松町障害者日常生活用具給付事業実施要綱に基づく紙おむつ・ストーマの給付を受けており、在宅で生活をしている方	

●申請窓口

福祉子ども課にて、確認できるもの（①母子健康手帳、②③決定通知書）をご持参のうえ、申請してください。

一括してお渡ししますので、マイバックなどの持参にご協力ください。

お問い合わせ：福祉子ども課 電話番号058-388-1116

ボランティアの清掃活動ごみ

町内会などが、公共、不特定多数に利用される施設などを清掃して出たごみは、**手数料の免除**ができます。

●活動例

町内一斉清掃、公園、墓地などの清掃

●免除を受ける場合

7日前までに申請書を環境経済課に提出してください。

●出し方

決められた場所に、町の決定通知書を貼付したごみ袋を出してください。
(町指定ごみ袋の必要はありません。)



お問い合わせ：環境経済課 電話番号058-388-1114

- ・ 廃棄物の屋外焼却、いわゆる野焼きについては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において、一部の例外を除き禁止となっています。また、一定の構造基準を満たしていない焼却炉（簡易的家庭用焼却炉やドラム缶など）については、その使用が禁止されていますのでご注意ください。

○ 野焼き禁止の例外例 ○

政 令	具体的な事例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷や道路側の草焼き
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	左義長など正月のしめ縄や門松などを焚く行事
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、もみがら燐炭、畔の草及び下枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー

◆庭や畑から出た草木による軽微なたき火などは、上記のとおり焼却禁止の例外として認められていますが、むやみに焼却していいというわけではありません。

大量に発生する煙や臭いにより、周辺住民の生活環境に支障をきたさぬよう、天候や風向きなどの気象条件、時間帯及び焼却する量などに十分配慮するとともに、周辺住民からの苦情が出た場合はただちに焼却を中止してください。

- 紙類、布類、木材、ゴム、ビニール、プラスチックなど、家庭や事業所から出た廃棄物の野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって罰せられ、行為者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又はその両方が科せられます。また、法人にあっては3億円以下の罰金に処せられます。



浄化槽の維持管理・清掃のことは——

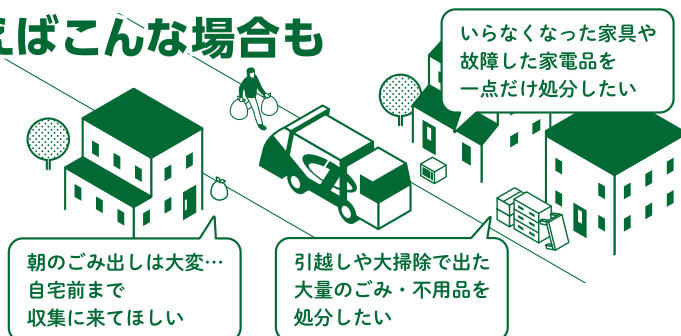
Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜市六条南 3 丁目 6 番 9 号 TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808

ごみ・不用品 収集します

例えばこんな場合も



困った時は お電話ください

株式会社 高島衛生

TEL 058-248-0089

お問い合わせフォーム

t-eisei.co.jp



循環社会に奉仕する

生活系ごみ

事業系ごみ

引越などの粗大ごみ

有限会社 内田商会

羽島郡笠松町大池町9番地の1

TEL 058-388-1006

FAX 058-388-0765

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地
TEL 058-239-9921

瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030

笠松町役場 環境経済課

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町 1 番地 電話番号：058-388-1114 (直通)

